

## 健 診 結 果 等 の 取 扱 い に つ い て

「人間ドック」・「生活習慣病健診」における、みなさまの健診結果につきましては、法定項目、法定外項目に関わらず、お受けいただいたすべての項目が当組合に報告されます。また、被保険者のみなさまの結果については、事業主へも同様に報告されます。同意いただいたうえで、健診をお受けくださいますようお願い申し上げます。下記に当組合における健診結果の使用目的および、事業主への報告に関する根拠を記載いたします。

### 健診結果等の事業主との共同利用について

当組合は、疾病予防事業をはじめとする被保険者等の健康の保持増進を目的に、保健事業として各種健康診査を実施していますが、労働安全衛生法においては、事業主に被保険者への健康診断の実施および診断結果の保存と管理、労働基準監督署への報告等が義務付けられています。

このため、当組合が実施した健康診査の結果については、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、個人情報保護に関する法律第 27 条第 5 項第 3 号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者の健診結果を事業主に提供し、当組合と共同して利用します。

#### 1. 共同して利用する目的について

高齢者の医療の確保に関する法律・健康保険法・労働安全衛生法等、被保険者の健康の保持増進に資するデータとしての共同利用、健診結果に基づく保健指導・受診勧奨等を効果的に実施するため

#### 2. 健康診査データの取得方法について

- (1)当組合 契約健診機関より健診結果を書面又はデータで取得
- (2)被保険者が加入する事業所 契約健診機関より健診結果を書面又はデータで取得

#### 3. 共同して利用する者の範囲について

- (1)当組合 保健事業担当者
- (2)被保険者が加入する事業所 事業主、健康管理事務の担当者、産業医

#### 4. 共同して利用される個人データの項目について

- (1)当組合と事業主が実施する以下の健診範囲  
定期健康診断（法定健診）、生活習慣病予防健診（法定健診の項目を含む）の検査項目並びに、人間ドックの検査項目の範囲
- (2)健康診査データに基づく特定保健指導対象者情報及び生活習慣病重症化予防事業対象者情報

#### 5. 健康診査データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

- (1)当組合 日活健康保険組合 113-0033 東京都文京区本郷 3-30-9  
理事長 鳥羽 乾二郎 管理責任者 個人情報保護管理者
- (2)被保険者が加入する事業所 当該事業所の健康診査データの管理責任者

#### 6. 個人情報の利用停止の手続きについて

個人データを共同して利用されることに同意されない場合は、下記の問い合わせ窓口までご連絡ください。ただし、労働安全衛生規則第 44 条に掲げる健診項目は、労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象とはなりません。